平成２２年（フ）第１６４号
秋田市南通亀の町10番８号　サウスハイツ201号
債務者　半澤　幸子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
秋田県鹿角市花輪字鷹嘴30番地36
債務者　齊藤亜希子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３１号
秋田県大館市長坂字下岱80番地９
債務者　齊藤百合子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３９号
秋田県大館市比内町扇田字本道端76番地
債務者　石田　祐一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１５号
石川県小松市串町157番地１
債務者　都村圭一朗
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２８２号
滋賀県彦根市薩摩町1279番地２
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５１号
滋賀県近江八幡市千僧供町581番地　501号
債務者　永富　靖雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２１５号
京都市右京区嵯峨折戸町24番地31　ジョイ木村３階302号室
債務者　森川　聖司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
京都市右京区嵯峨折戸町24番地31　ジョイ木村３階302号室
債務者　森川　結美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
京都市山科区大塚西浦町11番地の22
債務者　山本　淳次
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
京都市東山区白川筋三条下る３丁目唐戸鼻町561番地　リエス東山三条405号
債務者　吉村　　彩（旧姓大畠）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
京都市南区東九条北松ノ木町８番地３　青山マンション103号
債務者　新井千恵子こと　孫　　点斗
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
京都府向日市寺戸町蔵ノ町20番地の２
債務者　坂口　信晃
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
京都府向日市寺戸町殿長35番地の６
債務者　荻田都也子こと　荻田　都也
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
京都市中京区富小路通二条下る晴明町666番地の３
債務者　小河　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１―２棟702号
債務者　小島　　弘
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
京都市南区吉祥院石原西ノ開町１番地
債務者　インテリアヤマモトこと山元クロスこと　山元　清利
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係